

平成 26 年 3 月 25 日  
厚生労働省保険局国民健康保険課

## 滞納処分の状況について

### ○ A市における状況

- ・平成 25 年 11 月～平成 26 年 1 月までの滞納処分の件数：6 件
- ・このうち、世帯主が「被用者」である件数（※）：2 件

（※）A市において、保険料の納付相談等における記録メモを参照して「被用者」であると判断したものであり、これらの「被用者」が本来的に国保に加入すべき者か、健保に加入すべき者かについては確認できない。

また、滞納処分の時点において「被用者」であるかどうかは確認できない。

。 被用者世帯主

平成 26 年 3 月 25 日  
厚生労働省年金局事業管理課

## 国民年金に係る滞納処分の状況について

### ○ 年金事務所における滞納処分の状況

- ・ 平成 24 年度の財産差押の件数： 6, 208 件
- ・ 上記のうち、滞納者が「被用者」である件数（※）：不明

（※）国民年金の滞納者について、厚生年金の被保険者に該当するか否かを判断するためには、勤務先や労働時間等の情報が必要であるが、年金事務所では、国民年金の滞納者に係るそれらの情報は把握していない。

また、国民年金の滞納者の勤務先が適用事業所であるかどうか等についても、事業所調査を行わなければ確認することができない。

○A 年金事務所における状況

・加入指導を実施し、適用に至った1事業所当たりの最大の被保険者数(平成24年度)

32 名

・事業所調査を実施し、適用漏れのため資格取得を過去2年遡及した件数(平成24年度)

0 件

## 滞納処分件数の推移

平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
延べ差押件数	差押金額	延べ差押件数	差押金額	延べ差押件数	差押金額	延べ差押件数	差押金額	延べ差押件数	差押金額	延べ差押件数	差押金額	延べ差押件数	差押金額	延べ差押件数	差押金額	延べ差押件数	差押金額	延べ差押件数	差押金額
件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
55,830	20,943	68,488	24,507	77,262	29,878	95,228	38,969	120,525	45,409	164,369	56,397	177,260	65,605	187,412	73,475	212,087	79,735	243,540	89,626
(8.5)	(17.6)	(22.7)	(17.0)	(12.8)	(21.9)	(23.3)	(30.4)	(36.4)	(26.6)	(16.5)	(24.2)	(7.8)	(16.3)	(5.7)	(12.0)	(13.2)	(8.5)	(14.8)	(12.4)

(出所) 国民健康保険事業の実施状況報告[国民健康保険課調べ]

(注1) 延べ差押件数は、差し押えた物件の数であり、1世帯で2つの物件を差し押された場合は2件と計算している。

(注2) 差押金額は、差し押えに係る債権額(滞納保険料(税)額等)である。

(注3) カッコ内の数値は、対前年度増加率である。

(注4) 平成24年度は速報値である。

## 収納対策のスキーム（概念図）



⇒ 不公平感の解消と波及効果

納付奨励

### 納めやすい環境づくりの整備

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入 (H17.4～)
 

年度	率
22年度末	36%
23年度末	36% → 35%
24年度末	451万人
- 任意加入者の口座振替の原則化 (H20.4～)

市町村からの所得情報 (平成24年11月現在、全市町村の99.6%より提供)

### 未納者

- クレジットカード納付の導入 (H20.2～)
 

年度	件数
22年度	103万件
23年度	118万件
24年度	126万件
- コンビニ納付の導入 (H16.2～)
 

年度	件数
22年度	1,164万件
23年度	1,223万件
24年度	1,316万件

- インターネット納付の導入 (H16.4～)
 

年度	件数
22年度	41万件
23年度	40万件
24年度	41万件
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化 (H17.11～)

○ 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安の払拭  
○ 学生等に対する理解の促進

普及・啓発活動等

○ ねんきん定期預金等、きめ細かい情報・サービスの提供  
○ 学生等に対する理解の促進

## ○ パートタイム労働法第8条違反に係る是正指導事業所数等について

### 1. パートタイム労働法第8条に係る是正指導事業所数の推移（平成20年度～平成24年度）

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計
7	7	3	3	1	21

### 2. パートタイム労働法第8条に係る是正指導の例

- ① 製造業務に従事するパートタイム労働者について、賃金の計算方法が正社員と異なる、各種手当等の取扱いが正社員と異なることなどに対して是正指導し、是正させた（対象パートタイム労働者数2名）。
- ② タクシー運転手について、パートタイム労働者には正社員には支給される退職金が支給されていないことに対して是正指導し、是正させた（対象パートタイム労働者数1名）。
- ③ 事務業務に従事するパートタイム労働者について、基本給の算定方法が正社員と異なる、正社員には支給されている住宅手当、家族手当が支給されていないことに対して是正指導し、是正させた（対象パートタイム労働者数2名）。
- ④ 介護業務に従事するパートタイム労働者について、正社員には支給される退職手当が支給されていないことに対して是正指導し、是正させた（対象パートタイム労働者数1名）。
- ⑤ 調理等の業務に従事するパートタイム労働者について、正社員には支給される退職金が支給されていないことに対して是正指導し、是正させた（対象パートタイム労働者数2名）。
- ⑥ 施設管理の業務に従事するパートタイム労働者について、賃金や賞与の決定方法が正社員と異なる、正社員には支給される退職金が支給されていないことに対して是正指導し、是正させた（対象パートタイム労働者数2名）。

平成26年3月25日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課

## ○ 差別的取扱いの禁止の対象となるパートタイム労働者の例

都道府県労働局雇用均等室で把握しているパートタイム労働法第8条の「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」(差別的取扱いの禁止の対象となるパートタイム労働者)の例としては、以下のような者があげられる。

※ ( )内の数字は、各事業所における差別的取扱いの禁止の対象となるパートタイム労働者的人数。

### ① 美容師 (44人)

- ・職務内容は、正社員と同じ。
- ・人材活用の仕組みは、正社員と同じ（正社員、パートタイム労働者ともに通勤圏内のみでの転勤あり。）。
- ・パートタイム労働者も無期労働契約。

### ② 警備員 (43人)

- ・職務内容は、正社員と同じ。
- ・人材活用の仕組みは、正社員と同じ（正社員、パートタイム労働者ともに転勤、配置換えなし。）。
- ・パートタイム労働者も無期労働契約。

### ③ 介護職 (8人)

- ・職務内容は、正社員と同じ。
- ・人材活用の仕組みは、正社員と同じ（正社員、パートタイム労働者ともに転勤、配置換えなし。）。
- ・パートタイム労働者も無期労働契約。

### ④ 縫製工 (13人)

- ・職務内容は、正社員と同じ。
- ・人材活用の仕組みは、正社員と同じ（正社員、パートタイム労働者ともに転勤、配置換えなし。）。
- ・パートタイム労働者も無期労働契約。

### ⑤ 清掃 (53人)

- ・職務内容は、正社員と同じ。
- ・人材活用の仕組みは、正社員と同じ（正社員、パートタイム労働者ともに転居を伴わない範囲での異動あり。）。
- ・パートタイム労働者も無期労働契約。

平成26年3月25日  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課

## 雇用保険の適用事業

- 雇用保険は、一部の事業（農林水産業の個人事業で常時5人以上を雇用する事業）を除き、労働者が雇用される事業を適用事業としている  
**【雇用保険法第5条第1項】**

- 雇用保険適用事業所の数（※）：約206万事業所  
**【平成24年度末現在】**

（※）パートタイム労働者であるか、フルタイム労働者であるかを問わず、雇用保険被保険者となる労働者を雇用している事業所。

## 短期集中特別訓練事業を求職者支援制度とは別の枠組みで 実施することの考え方について

- 短期集中特別訓練事業は、働いた経験がほとんどないなどにより、既存の求職者支援訓練（訓練期間：3～6か月）の受講をためらう方に対して、1～3か月の短期間の訓練メニューを提供し、就職を支援するものである。
- 今般、補正予算で措置したのは、雇用失業情勢が改善傾向にある現在の状況を捉えて、新たに短期集中特別訓練事業を創設し、就業経験の乏しい者に対し、民間訓練機関を活用して、就職につながる専門技能の習得を短期間で行う訓練コースを提供することが、消費税引き上げ後の成長力底上げのために効果的であると考えたもの。

平成25年7月25日 第22回社会保障審議会日本年金機構評価部会  
【参考資料3】 平成24年度事業実績報告書（抜粋）

### ○ 厚生年金保険適用関係指標の推移（年度別）

項目番号	指標名	単位	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1	新規適用事業所数	事業所	80,059	78,467	69,403	63,143	67,300	69,719	74,677
2	全喪事業所数	事業所	41,634	40,121	41,366	40,532	54,629	56,845	49,974
3	適用事業所数（年度末現在）	事業所	1,681,355	1,715,590	1,739,566	1,753,964	1,748,578	1,745,027	1,758,192
4	未適用事業所数（年度末現在） (適用事業所となる可能性がある事業所)	事業所	97,427	100,470	103,247	111,990	107,935	246,165	( 193,182) 387,840
5	被保険者数（資格取得分）	人	7,254,341	7,424,684	6,912,060	5,931,391	5,971,161	6,064,813	6,298,001
6	被保険者数（資格喪失分）	人	6,448,290	6,642,565	6,998,244	6,149,588	5,808,127	6,019,435	6,124,748
7	被保険者数（年度末現在）	人	33,794,056	34,570,097	34,444,751	34,247,566	34,411,013	34,514,836	34,717,319
8	外部委託による文書・電話勧奨事業所	事業所	70,973	72,603	36,860	42,765	80,741	276,540	137,675
9	外部委託による訪問加入勧奨事業所	事業所	43,755	36,480	24,198	18,953	65,957	120,344	69,690
10	来所要請による重点的加入指導実施事業所数	事業所	8,657	1,030	595	1,575	2,894	1,424	947
11	戸別訪問による重点的加入指導実施事業所数	事業所	6,786	3,583	1,652	3,390	10,556	20,736	22,414
12	適用対策を講じた結果、適用した事業所数	事業所	10,883	6,199	3,381	2,567	4,808	6,685	8,322
13	上記のうち、認定による加入手続事業所数	事業所	87	73	21	34	71	165	57
14	事業所調査実施事業所数	事業所	460,916	206,652	45,933	47,402	157,477	437,325	491,188

(注) ○24年度欄の項目8は平成23年度末時点を把握している未適用事業所に対する訪問勧奨、項目9は平成24年度新規把握未適用事業所に対する外部委託による文書・電話・訪問勧奨の数値であること。また、18年度欄の外部委託による文書・電話・訪問勧奨は、職員と外部事業者による実施数の合計であること。

○項目4の24年度欄の上段( )内は、「23年度末時点で把握している未適用事業所を3年以内に半減」との目標に対する24年度末時点の事業所数（再掲）、下段は、24年度に新たに把握した未適用事業所を含めた24年度末時点の事業所数であること。  
△△△△△

第35回 年金記録回復委員会（H24.5.17）議事録  
(年金額回復の具体的1,000事例部分抜粋)

日 時 平成24年5月17日（木）18:00～19:44

(略)

(磯村委員長)

本件は、一応1,000事例ということで一つの区切りができたわけですが、この報告が始まりましたのは、当時の長妻大臣から、確かにこんなご指摘をいただいたと思っております。「記録の回復、いったい何件、いつから、いつまで、どういう状況があったんだ。件数も全体像も分からぬのでは、回復する意味がないではないか」という意味のお話があり、それに対して私の方から、「そもそもこういった回復をスタートしたときに、後から分析できるような状況にシステム設計がなっていないものですから、今から遡つてやろうとなると、紙の届出書を1件1件見るしかないので、大変なんですよ。ただ、金額上位10件ということで、一定の歯止めを掛けさせていただくなら、手作業でできないこともありますんけどね」という話を申し上げたところ、「じゃあ、それをしばらく続けてみてくれ」と。「じゃあ、しばらく続けさせていただきます」と、こんなやりとりを確か2年ほど前にしたような記憶がございます。そんなことで1週に一度10事例、従って100週で1,000事例ということで、ちょうど一つの区切りができたので、委員の皆さんのご了承をいただければ、いったんこの形での報告は、これで一段落ということにさせていただいて、あとは先ほど、この1,000事例が富士山の一部だと、てっぺんの方だけだというお話もありましたので、全体の中にうまく取り込めるような方法をこれから考えていただくことにして、この1,000事例はこれで一段落ということにさせていただければと思うのですが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(略)

(磯村委員長)

そんな方向で一段落ということにさせていただければと思うのですが、よろしいでしょうか。では、事務局も100週間、ご苦労様でございました。

平成22年4月2日から平成24年3月23日まで毎週公表した「年金記録判明による年金額回復事例」  
100週分(1000事例)のうちの上位10事案

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	年金額回復の経緯	(参考)一定の前提での增加総額の概算的計算
				回復前	回復後			
1	65歳	男	1,368,300円	0円	1,368,300円	回復前の厚生年金加入期間 40年に344ヶ月を追加	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票がご本人から郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録(氏名のフリガナ一部相違)が判明し、記録を統合した。 ○今回の厚生年金の記録の判明により、老齢基礎年金及び老齢厚生年金が受給できることになった。	約3,270万円
2	78歳	男	1,362,400円	980,500円	2,342,900円	回復前の厚生年金加入期間 23年に船員保険加入期間13ヶ月(厚生年金換算184ヶ月)を追加。	○「受給者便」の回答票が事務センターから回付される。 ○ご本人の申出の船舶名及び乗船期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する船員保険の記録が判明し、記録を統合した。	約3,250万円
3	84歳	女	1,109,600円	427,300円	1,536,900円	回復前の厚生年金加入期間 10年に275ヶ月を追加 (老齢基礎年金受給者)	○ご本人が夫の死亡届を提出に相談窓口を訪れる。 ○遺族厚生年金請求手続きのため、ご本人の公的年金加入歴を職歴及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の加入期間のみで老齢基礎年金を受給していたが、厚生年金の記録判明により老齢厚生年金も受給できることになった。	約3,210万円
4	82歳	男	1,262,400円	0円	1,262,400円	回復前の国民年金加入期間 144年に厚生年金加入期間 166ヶ月を追加。	○「黄色便」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人の申出の会社名及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録(フリガナの一部相違)が判明し、記録を統合した。 ○今回の厚生年金の記録の判明により、老齢基礎年金及び老齢厚生年金が受給できることになった。	約3,010万円
5	80歳	女	1,037,400円	792,100円	1,829,500円	回復前の厚生年金加入期間 98年に120ヶ月を追加	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票を持参し、ご本人が相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約3,010万円
6	66歳	男	1,257,800円	0円	1,257,800円	回復前の厚生年金加入期間 70年に250ヶ月を追加	○老齢年金受給の可否の確認にご本人が相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の会社名及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○今回の厚生年金の記録の判明により、老齢基礎年金及び老齢厚生年金が受給できることになった。	約3,000万円

厚生労働省提出資料